

平成28年8月24日

山形地方検察庁鶴岡支部 検察官 殿

住所 山形県酒田市東泉町4丁目15-16

職業 経営コンサルティング  
(中小企業診断士)

氏名 和多田 博

電話 0234-26-8118

#### 不起訴記録の閲覧申請について

私は、平成26年1月17日、山形市幸町地内の飲食店において、五十嵐幸枝から虚偽の風説を流布され、又は偽計を用いて業務上の信用を毀損され業務を妨害されるなどしたことで、同人を告訴しました。

次の理由から、前記事件の別紙に記載(添付)する記録及び証拠物について、閲覧を申請します。

(理由)

下記に掲げる事項の手續きに必要となるものです。

- ① 当事件内容についての不法行為に基づく損害賠償請求事件
- ② 当事件に関する検察審査会で申は人の参考資料とするため

平成28年8月16日申立

告訴人 和多田 惇

被疑者 五十嵐 幸枝

平成28年12月5日

鶴岡検察審査会 御中

氏名

申立人 和多田 惇

印

### 証拠説明書

号証	標目	原本 ・写し	作成年月日	作成者	立証趣旨	備考
5	内容証明郵便物	写し	平成28年11月 15日	和多田惇	被疑者の発言内容に登場する「山形県」に対して「事実認否」の確認及び回答を求めたもの。捜査機関からの「捜査関係事項照会」に相当するもので、その「回答」内容が明らかでなかったため、申立人から直接確認を行ったもの	
6	照会事項に対する 回答	写し	平成28年11月 30日	山形県商工労働 観光部中小 企業振興課	山形県が被疑者の発言内容について、「事実認否」を行って	

					ることを確認した。	
7	不起訴記録閲覧申請について	写し	平成28年8月30日	山形地方検察庁鶴岡市部 検察官 検事 梅津秀貴	検察庁に記録閲覧を申請したが、閲覧許可が得られなかったことの証明	